



# 宮 崎 県 公 報

令和 7 年 4 月 21 日（月曜日） 第 604 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 1
- 公共工事の発注の見通しに関する事項等の公表（技術企画課） 1
- 県営住宅の駐車場の使用料……………（建築住宅課） 1

### 公 告

- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（農村整備課） 2

### 人事委員会公告

- 令和 7 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度

（一般行政、警察行政）の実施…………… 2

- 令和 7 年度宮崎県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施…………… 2

### 公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2

### 警察本部公告

- 令和 7 年度警察官 B（男性）採用共同試験、警察官 B（女性）採用試験及び警察官 B（情報工学）採用試験の実施…………… 3

### 収用委員会告示

- 収用の裁決手続の開始決定…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 245号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 4 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300463	児童発達支援・放課後等デイサービス Roots	宮崎県延岡市祇園町 1 丁目 4-6 福田ビル 2 F	株式会社 LINK FACTORY	宮崎県延岡市大門町 261 番地 3	令和 7 年 4 月 25 日	児童発達支援、放課後等デイサービス

### 宮崎県告示第 246号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第 5 条第 3 項（政令第 6 条及び第 7 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、政令第 5 条第 1 項及び第 5 項並びに第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

なお、公共工事の発注の見通しに関する事項等の公表（平成13年宮崎県告示第 399号）は、廃止する。

令和 7 年 4 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 政令第 5 条第 1 項及び第 5 項並びに第 7 条第 1 項第 3 号、第 2 項及び第 3 項の規定による公表

インターネットを利用して閲覧に供する方法によることとし、宮崎県公共事業情報サービスにおいて公表する。

- 政令第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による公表

- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法

宮崎県公共事業情報サービスにおいて公表する。

- (2) 閲覧所を設けて閲覧に供する方法

宮崎県県土整備部管理課、各土木事務所及び西臼杵支庁において公表する。

### 宮崎県告示第 247号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第 25 号）第 69 条第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる県営住宅の駐車場の使用料を同表の右欄のとおり定め、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

県営住宅の名称	県営住宅の場所	使用料
県営出来島団地	宮崎市出来島町 54 番地	1,390 円

※使用料は、自動車 1 台当たりの月額の使用料とする。

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第 1 項の規定により、大和地区山田換地区宮土地改良事業（新富町、県営経営体育成基盤事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和 7 年 4 月 21 日から令和 7 年 5 月 22 日まで

3 縦覧場所

新富町役場農地管理課内

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

人事委員会公告

令和 7 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政、警察行政））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 21 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

令和 7 年度宮崎県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 21 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 3 号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 21 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	1号警備業務	令和7年7月7日（月）から同年7月16日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれか

に該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務	令和7年6月2日（月）から同年6月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

#### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 6 その他

- この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

## 警察本部公告

### 宮崎県警察本部公告第2号

令和7年度警察官B(男性)採用共同試験、警察官B(女性)採用試験及び警察官B(情報工学)採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和7年4月21日

宮崎県警察本部長 平居 秀一

## 収用委員会告示

### 宮崎県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

令和7年4月21日

宮崎県収用委員会

- 起業者の名称  
宮崎市
- 事業の種類  
宮崎広域都市計画道路事業3・3・8号宮崎駅東通線
- 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等所在地：宮崎県宮崎市吉村町北中地内

地番	地目		地積(㎡)		収用の裁決手続開始を決定する面積(㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
甲1277番3	畑	宅地	219	219.49	5.84 実測平面図(B)の部分

(備考) 実測平面図略

#### 4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人 (亡) 清水 春雄の相続人  
福留 美枝(持分不明)  
宮崎県宮崎市大字有田 306番地3  
川越 朝美(持分不明)  
宮崎県宮崎市村角町阿波2471番地1  
池林 眞紀子(持分不明)  
宮崎県宮崎市山崎町上ノ原1030番地  
市営住宅 247棟11号  
清水 一朗(持分不明)  
宮崎県宮崎市吉村町北中甲1287番地1  
高田 里枝(持分不明)  
福岡県久留米市国分町1538番地33  
金井 里子(持分不明)  
東京都文京区西片1丁目3番18号  
松田 由美子(持分不明)  
群馬県高崎市北原町 148番地6  
桑原 春美(持分不明)  
群馬県前橋市国領町二丁目16番3号  
善養寺 璋子(持分不明)  
群馬県北群馬郡榛東村大字長岡 823番地  
金井 正利(持分不明)  
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場 926番地1  
佐藤 久美子(持分不明)  
東京都練馬区練馬4丁目6番1-103号  
金井 俊也(持分不明)  
神奈川県横浜市中区福富町西通1番地7  
セントレー横浜関内1206号室

#### 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

#### 6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和7年4月11日

--	--